



膠原病患者・家族のつらいと難病医療相談

とき: 5月27日(火)午後1時30分～4時

ところ: 市役所東121会議室(東館12階)

対象: 全身性エリテマトーデスや強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎などの膠原病患者と家族の方
内容: 講演会と座談会、医師による個別相談(予約制)
講師: 須藤裕一郎(市民病院内分泌・膠原病内科部長)
参加料: 無料
申し込み: 前日までに保健予防課(☎51・3621 ㊟37・2219)



看護師等再就職チャレンジ支援研修

とき: 6月2日(月)～6日(金)午前9時30分～午後3時

ところ: 豊橋市民病院、看護専門学校(青竹町字八間西)

対象: 看護師などの資格を持ち現在未就業で看護業務へ再就職を希望する方
内容: 最近の医療と看護についての講義や看護技術演習と病院実習
定員: 10人(申込順)
参加料: 無料
その他: 6か月～就学前の託児あり(要予約。おやつ代500円必要)
申し込み: 5月2日から男女共同参画課(☎51・2188)



母子家庭の母などのための就業支援講習会

■パソコン講習(中級)

とき: 7月8日～9月25日の火・木曜日(全18回) 午前10時30分～午後3時10分

ところ: あいち情報専門学校(関屋町)

■医療事務講習会

とき: 7月9日～9月30日。A班/月・火曜日、B班/水・木曜日(全18回)

午前10時30分～午後3時10分

ところ: 国際医療管理専門学校(名古屋市中村区)

[共通事項] 対象: 母子家庭の母など

定員: 各20人(抽選)

受講料: 無料

申し込み: 5月9日～30日に子育て支援課(☎51・2320) ※申込方法は子育て支援課に問い合わせてください

申し込み: 5月9日～30日に子育て支援課(☎51・2320) ※申込方法は子育て支援課に問い合わせてください

申し込み: 5月9日～30日に子育て支援課(☎51・2320) ※申込方法は子育て支援課に問い合わせてください

申し込み: 5月9日～30日に子育て支援課(☎51・2320) ※申込方法は子育て支援課に問い合わせてください

申し込み: 5月9日～30日に子育て支援課(☎51・2320) ※申込方法は子育て支援課に問い合わせてください

申し込み: 5月9日～30日に子育て支援課(☎51・2320) ※申込方法は子育て支援課に問い合わせてください



神経系難病患者・家族のつらい

とき: 5月20日(火)午前10時～11時30分

ところ: あいトピア(前畑町) 対象: パーキンソン病や脊髄小脳変性症などの神経系難病の方と家族

内容: 音楽療法士によるリズム体操

参加料: 無料

申し込み: 不要

問合せ: 保健予防課(☎51・3621)



高校中退・ニート・引きこもりなどの青少年の自立支援事業

豊橋市は高校中退・ニート・引きこもりの若者の支援事業としてNPO法人「いまから」と協働で、市青少年センターを拠点に、相談・居場所・宿泊事業を行います。まずはご相談ください。

相談先: NPO法人「いまから」(☎090・9894・8823 ㊟npo-imakara.nakata@softbank.ne.jp)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

問合せ: 青少年課(☎51・2855)

支援



男女共同参画出前講座を希望する事業所

従業員が性別に関わらずイキイキと働ける環境づくりのため、講師を派遣し社内研修のお手伝いをします。ワーク・ライフ・バランスやセクハラ防止など、希望されるテーマで開催できます。

募集数: 3事業所(申込順) 応募資格: おおむね20人以上参加できる市内の事業所

会場: 事業所で準備してください

費用: 無料

申し込み: 応募用紙で男女共同参画課(〒440-8501住所不要 ㊟56・1081 ㊟danjokyodo@city.toyohashi.lg.jp) ※応募用紙は男女共同参画課、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/danjo/>) で配布中

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)

問合せ: 男女共同参画課(☎51・2188)



高齢者の医療費を助成します

問合せ先 介護医療課(☎51・3132)

対象: 後期高齢者医療の被保険者で下表のいずれかに該当する方

内容: 該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。医療機関で受診する際に、被保険者証とこの受給者証を提示することにより、医療費の窓口負担がなくなります

※該当者で手続きがお済みでない方は問い合わせてください

■後期高齢者福祉医療の助成対象者

障害者	身体障害者手帳1～3級、4級でじん臓機能障害、4～6級で進行性筋萎縮症
	療育手帳A・B判定
	精神障害保健福祉手帳1・2級
ひとり暮らし	自閉症状群(診断書が必要)
	単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない
ねたきりなど	所得のない(年金のみの場合年額80万円以下)方で、税の扶養になっていない
	介護保険の要介護4または5の認定を受けていて、3か月以上継続して生活介護を受けている市民税非課税世帯の方

児童手当の申請をお忘れなく

児童手当は、小学校修了前(12歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育されている方に支給されます(所得制限あり)。現在、児童手当を受けている方には、6月に現況届の用紙を郵送します。現在、所得制限により児童手当を受けられない方も、6月に所得対象年度が変わり、受給できる場合がありますので、5月中旬に申請してください。

申請に必要なもの: ①印鑑②申請者名義の通帳またはカード(ゆうちょ銀行以外) ③申請者の健康保険証 **手当月額:** 3歳未満/一律1万円、3歳以上の第1子・第2子/5千円、3歳以上の第3子以降/1万円。手当は申請された翌月分から受けられ、2月・6月・10月に前月分までの4か月分を支給します **その他:** 勤め先・児童数などに変更があった場合は、子育て支援課へ連絡ください **問合せ先:** 子育て支援課(☎51・2319)

■[参考]平成19年度

児童手当所得制限限度額表

平成20年度は変更される場合があります。平成20年度児童手当の対象所得は、平成19年1月～12月までの総所得です。

<国民年金加入者(自営業者など)>

扶養親族等の数	所得制限額
0人	460万円
1人	498万円
2人	536万円
3人	574万円
4人	612万円
5人	650万円

<国民年金以外の公的年金加入者(サラリーマンなど)>

扶養親族等の数	所得制限額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円
5人	722万円

[限度額表の見方]

- 所得制限は児童手当申請者本人の所得のみで判定します
- 申請者本人の所得から、一律8万円の控除と雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障害者・寡婦(夫)控除等があります
- 所得額は給与所得者の場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額が対象です
- 自営業者等で確定申告をしている方は、確定申告書の所得金額の合計が対象です
- 扶養親族等の数は、税法上の扶養親族数です
- 老人扶養親族がある場合には、1人につき所得制限額に6万円を加算します

相談

相談内容は秘密厳守。気軽に相談してください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります



相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当	ところ	問合せ先(申込期間)
じっくり健康相談 (市内在住の方)	①5月12日(月)②5月28日(水) 午前9時～午後4時30分/①保健師、管理栄養士②保健師、歯科衛生士	市役所健康課健康相談室 (東館3階)	健康課☎51・2370 (予約制。①5月9日まで②5月27日まで) ※電話相談も可
思春期精神保健相談 (ひきこもりや摂食障害等の心の問題を抱える方とその家族)	5月21日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医	保健所 (富本町字国隠)	保健予防課☎51・3621 (予約制。5月19日まで)
心の相談(女性)	5月28日(水)午後1時30分～3時30分/2人/心理カウンセラー	女性会館 (神野ふ頭町ライフポートとよはし内)	女性会館☎33・2800 (予約制。5月14日午前9時から)
家庭児童相談 (家庭生活・学習・しつけなど)	月～金曜日午前10時～午後4時 (祝・休日は除く)	市役所子育て支援課 家庭児童相談室 (東館2階)	家庭児童相談室 ☎54・7830 ※電話相談・面接相談
国民年金相談	月～金曜日午前9時～午後4時 (祝・休日は除く)	市役所国保年金課 (西館1階)	国保年金課 ☎51・2290

■多重債務相談窓口を開設します

とき: 5月19日(月)～23日(金)午前9時～正午・午後1時～4時、5月25日(日)午前9時～正午・午後1時～3時 **ところ:** 市役所税務相談室(西館2階) **対象:** 国民健康保険被保険者で、

サラ金やクレジットなどの返済にお困りの方 **内容:** 弁護士による無料相談 **定員:** 50人(申込順) **申し込み:** 5月1日～9日に国保年金課(☎51・2293)